

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	介護保険認定資料開示請求	
根拠条例等・条項	堺市介護保険条例第4条、第5条 堺市介護保険施行規則第15条	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
審 査 基 準	<p>被保険者は、堺市長に対し、その保管する自己に係る認定資料の開示の請求（以下「開示請求」という。）を請求しようとするときは、「堺市介護保険認定資料開示請求書」により申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請があったときは、当該請求に係る認定資料を請求者に交付する。</p> <p>なお、堺市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開示請求に係る認定資料の全部又は一部について開示をしないことができる。</p> <p>(1) 被保険者が自己に係る認定資料を開示しないように市長に申し出ている者が、開示請求をしてきたとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている場合であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 主治医の意見書について当該医師が本人に開示することが適当でないと判断したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、開示をすることにより、著しく公益を害することとなるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	